

第 310 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日時：令和 3 年 2 月 8 日（月）13:10～13:33

場所：経済産業省 別館 1 階 103-105 会議室

出席者：稲垣委員長代理、北本委員、林委員、圓尾委員

○稲垣委員 ただいまから第310回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりです。議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局から説明を願います。

○恒藤総務課長 八田委員長は少し遅れておりますので、委員長代理として稲垣委員に議事を進めていただいております。

第 1 部につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないことにさせていただきます。

なお、議事の模様についてはインターネットで同時中継を行ってございます。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えてございます。念のため、この扱いでよろしいか御確認いただきたく存じます。

○稲垣委員 ただいま説明があったように、議事次第において、第 2 部として記載されている議題については非公開での開催とさせていただきたいと考えていますが、異存ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異存がないので、今お話があったとおりにさせていただきます。

それでは、議題 1、「『一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方』の改定に係るパブリックコメント募集について」、田中課長から説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 ネットワーク事業監視課の田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料 3 を御覧いただけますでしょうか。「一般送配電事業者が行う調整力の

公募調達に係る考え方」の改定に係るパブリックコメント募集についてということでございます。

本件の概要でございます。一般送配電事業者による調整力の確保については、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」、調整力公募ガイドラインに基本的な考え方が定められているところでございます。

近年、分散型リソースの普及や技術進歩を背景に、複数の電源と組み合わせる逆潮流アグリゲーションを調整力として活用するニーズが拡大しているところでございます。他方、調整力公募ガイドラインでは、現状、電源は原則としてユニット単位で応札することとしており、複数の発電ユニットを組み合わせで応札することは認められていないということになっております。

この点につきまして、制度設計専門会合におきまして議論が行われ、新たなリソースの参入を可能とすることは重要と考えられることから、最低入札容量以下であるものなど、ユニット単体では調整力公募への応札が困難なものについては、複数ユニットのアグリゲーションによる応札を認めることとされたものでございます。

上記を踏まえ、今般、調整力公募ガイドラインの改定案を作成いたしております。改定案については、後ろのページのようになっております。これらの内容を御確認いただくとともに、パブリックコメントを行うことについて御審議いただきたいというものでございます。

なお、パブリックコメント終了後、本委員会に改めて報告しまして、経済産業大臣に対して建議する予定でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○稲垣委員　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、各委員から何か御質問、あるいは御意見はございますか。林委員、お願いいたします。

○林委員　この方針での募集で非常にいいと思います。特に政府の公募調達に関しては、やはりパブリックコメントをしっかりと募集した上でどう対応していくかということで、調整力の公募がより社会的に展開できるような形にぜひしていただければと思います。

以上です。

○稲垣委員　ありがとうございました。ほかによろしいですか。

(質問、意見：なし)

それでは、異論がございませんでしたので、案のとおり進めることといたします。事務局においては、必要な手続を速やかに行うようお願いいたします。

それでは、議題2、「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」、伊藤管理官から説明をお願いいたします。

○伊藤小売取引検査管理官 取引監視課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料4をお開きください。リードのところにあるとおり、みなし小売電気事業者8社（原価算定期間中の関西電力及び九州電力は対象外です）の電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2021年2月1日に開催された料金制度専門会合において事後評価を実施したため、その結果を報告するとともに、大臣への回答について御審議いただくものでございます。

主なポイントとして、1. を御覧ください。事後評価の結果についてでございます。1月20日付にて、経済産業大臣から本委員会委員長宛てに意見の求めがあり、2月1日に開催された料金制度専門会合において、対象事業者8社について事後評価を実施しました。その結果について資料4-1のとおり報告したいと思います。

スライド7をお開けください。料金制度専門会合では、まず1つ目のポツで、現在、みなし小売電気事業者10社について経過措置料金が存続されていることを御確認いただきまして、2つ目のポツにおいて、経過措置料金については、大臣が原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっております。1月20日付で大臣から委員会に対して、10社のうち関西電力及び九州電力を除く8社の経過措置料金の事後評価について意見の求めがありまして、これに基づいて料金制度専門会合において事後評価を行っていただくことを確認いただきました。

次のスライド8を御覧ください。リードに書いてあるとおり、この事後評価におきましては、審査基準に基づいて以下の項目について評価を行うこととされております。

まずステップ1として、規制部門の電気事業利益率による基準、ステップ2として、規制部門の超過利潤累積額による基準または自由化部門の収支による基準。一番下の矢印のとおりですが、上記のステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、大臣が料金変更認可申請命令の発動の可否を検討するという事で基準を確認いただきまして、この基準による詳細はスライド11で確認いただいております。

これが具体的な基準でございますが、まず、ステップ1のところを見ていただきたいと思います。A、規制部門の電気事業利益率による基準、その下に3か年度平均①、北海道以下8社につきまして数字が入っております。これが3か年度平均の利益率でございます。

す。その下に10社10か年度平均ということで、一番右に10社1.8%という数字を御確認いただきました。その上で、一番下の10社10か年度平均を上回っているかにつきましては、まず東北が3.6%でYesになりまして、その他、東北、東京E P、中部ミライズ、中国、沖縄、この5社がステップ1で該当しました。結果、残りの3社は、このステップ1で評価は終わりとなりまして、残り5社につきまして、ステップ2に移行します。

その上で、まずステップ2としては、B、規制部門の超過利潤累積額による基準ということで、東北電力の欄を見ていただきたいと思いますが、2019年度末超過利潤累積額⑤、△427、事業報酬額（一定水準額）として342、この2つを比べることによりまして、超過利潤累積額が一定水準額を上回っているかということですが、東北につきましてはNoということで、ほかの4社につきましても、記載のとおりNoという評価を御確認いただいています。

Cとして、自由化部門の収支による基準。2018年度⑦として、東北の場合は+366、2019年度⑧として、東北の場合は+563、これも2年連続で赤字となっているかが基準でございますが、2か年連続でプラスということで、東北はNo。その他の4社につきましても、御確認いただいているとおり一律Noということになりまして、結果として、認可申請変更命令の対象となるかにつきましては、8社ともNo、対象とならないということを御確認いただいております。

続きまして、スライド20ページを御覧ください。2. 総評でございます。このスライドでは、I. 審査基準に基づく評価として、先ほどのスライド11で確認いただいた内容を記載しておりまして、結論として、以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。これを料金制度専門会合における事後評価の結果として取りまとめていただいております。

スライド21を御覧ください。先ほどの事後評価の結果を踏まえ、委員会としてこの回答案のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答を行うこととしたいと考えてございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○稲垣委員 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、各委員から何か御質問、あるいは御意見ございますか。よろしいでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として、経済産業大臣に意見回答す

ることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。異議がないので、そのようにさせていただきます。

それでは、議題3、「ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価について」、田中課長から説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 ネットワーク事業監視課の田中でございます。よろしくお願  
いいたします。

それでは、資料5を御覧いただけますでしょうか。ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価についてでございます。

2019年度託送収支につきましては、当委員会、料金制度専門会合が事後評価を実施し、本年2月1日に評価結果の取りまとめが行われたため、その内容を御報告するとともに、当該報告を踏まえ、経済産業大臣へ経済産業省令の改正を建議することについて御審議いただくものでございます。

1. ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価の取りまとめ結果報告でございます。こちらにつきましては、事後評価の取りまとめにつきまして、この後ろで御説明させていただきたいと思えます。

また、2. 経済産業大臣への経済産業省令の改正の建議ということで、こちらについても後ろに添付されている取りまとめ結果報告の中で内容に関して御説明させていただきたいと思えます。

御参考までに、これまでの開催経緯でございますが、11月11日に経済産業大臣及び各経済産業局長から電力・ガスと取引監視等委員会へ意見聴取がございまして、11月30日に料金制度専門会合を行いまして、そちらで法定に基づく事後評価を行いまして、12月7日に当委員会に報告がなされ、経済産業大臣への回答及び建議がなされているところでございます。今回は、2月1日に料金制度専門会合が行われまして、料金値下げを行った届出事業者等に関する追加的分析などに関して検討がなされましたので、その取りまとめ結果報告及び経済産業大臣への建議の審議を行うものでございます。

続きまして、2ページ目以降でございます。こちらが今回のガス導管事業者の事後評価の取りまとめとなっております。

7行目からの1. 背景ということで、ただいま申し上げたこれまでの経緯を記載しております。

2. でございます。こちらは12月の委員会でも御報告させていただいておりました事項ですが、ガス導管事業者の2019年度の法令に基づく事後評価につきまして、23行目や27行目にあるような会社に変更命令発動の基準を超えていたところでございます。

34行目以下でございます。このうち、38行目にありますとおり、犬山ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガスにつきましては、合理的な説明がなされたため変更命令の対象外とするということで、南遠州PL、42行目以下につきましても、特定ガス導管事業者については一般ガス導管事業者と異なり、託送収支計算書に工事負担金収入を耐用年数で分割して整理する制度的措置がないことによるものであるということで、こちらについても対象外とした一方で、こういった工事負担金収入を耐用年数で分割して整理することができるようにする制度設置を速やかに講ずるべきであるということで、12月7日の委員会で建議をしていたところでございます。

64行目以下が今回の内容となっております。72行目にございますとおり、乖離率が5%を超過した事業者の料金値下げの届出内容の確認を行ったものがございます。こちら12社から届出が行われてきたわけですが、まず、具体的には新料金における需要量と費用の想定が2017年度から2019年度の実績や今後の見込みを考慮した数字となっているかを確認したものでございます。

79行目以下、需要量の確認を行ってございます。ポイント、結論といたしましては、93行目以下にございますとおり、全4社、熱海ガス、中遠ガス、袋井ガス、吉田ガスについては、新型コロナウイルス感染症の影響による2020年度の需要減を考慮し、新料金の想定需要を2017から2019年度の想定需要に据え置いたと説明しているが、2020年度実績需要見込みには、新型コロナウイルス感染症の影響も含まれていると考えられるところ、それをも下回る2017年から2019年度の想定需要を据え置く新料金の想定需要は妥当とは言い切れないと判断したものでございます。

99行目からは費用の分析、検証となっております。ポイント、結論といたしましては、134行目に書いてございますとおり、熱海ガス及び中遠ガスについては、旧料金のずれに比べ、今回の料金値下げ原資が小さい理由について、減価償却費等が今後増加する見込みであるためと説明しているが、直近数年間、実績費用が想定原価を大きく下回っていた中、それに比べて明らかに過小である料金値下げ原資は妥当でなく、新料金の想定原価は妥当とは言い切れないと判断したものでございます。

したがいまして、140行目以下まとめということでございますが、上記需要のとおり、

新料金の想定需要が妥当とは言い切れない熱海、中遠、袋井、吉田ガス並びに上記②のとおり、新料金の想定原価が妥当とは言い切れない熱海及び中遠ガスについては、今般の料金値下げが妥当とは言い切れないと判断したものでございます。

145行目以下、料金値下げ届出内容の確認結果を踏まえた対応ということで、以下のとおり対応することが適当であるということで、①今般の料金値下げが妥当とは言い切れない事業者、熱海ガス、中遠ガス、袋井ガス及び吉田ガスについては、2021年度期中に事業者自ら需要量や費用の状況进行评估し、想定と実績が乖離する場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請するというものでございます。

②ガス託送料金の原価算定方式につきましては、現行制度上、総括原価方式と届出上限値方式のいずれかを選択することとされているわけですが、今般の値下げ届出においては、届出上限値方式を選択した事業者が多く見られたが、そのうち4社において今般の料金値下げが妥当とは言い切れないと判断されたものでございます。

したがいまして、7ページにありますとおり、こうしたことから新料金に基づく託送料金の認可を受けた事業者で、乖離率が5%を超過し、料金値下げ届出を行おうとする場合につきましては、届出上限値方式と総括原価方式の選択制ではなく、総括原価方式で行わなければならない旨の制度的措置を速やかに講じてはどうかということでございます。

8ページのほうは料金制度専門会合の開催実績になっておりまして、9ページがメンバーになっております。

10ページがただいま申し上げた届出上限値方式、総括原価方式の選択制ではなく、総括原価方式で行わなければならない旨の建議文を載せているものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○稲垣委員　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、各委員から何か御質問、御意見はございますか。林委員、お願いします。

○林委員　この件、事後評価の取りまとめ等々、事務局と料金制度専門会合で成果を委員会に上げた上でしっかりやっていただいております、さらに圓尾委員、北本委員に料金制度専門会合に入っていただいて、しっかり見ていただいているということも踏まえまして本当に非常にいい方向だと思いますので、この建議につきまして、私は全く異存ありません。よろしく願いいたします。

○稲垣委員　ありがとうございました。

○圓尾委員　料金制度専門会合に加わって議論していましたので、その観点で一言申し

上げておきます。これに限らずですが、値下げ届出制は、効率化を事業者がやった場合に、全てそれを召し上げるのではなくて、事業者がやった努力ですから、事業者が自らの取り分にするものと、消費者・利用者がそれによってメリットを受けるウィン・ウィンの関係を構築できるように、という目的でつくられたのが制度趣旨だと思うのです。

だから、そこをちゃんと踏まえた上で原価がどのように動いているのかをきちっと分析し、一定の理屈を持って、この部分は我々が利益として享受するけれども、この部分は消費者の皆さんにお返りする、というようなきちんとした説明ができるものであれば、非常に納得感があったのです。ただ今回、田中課長の方で分析していただきますと、そもそも原価の作り方や需要の作り方が極めてルーズなのではないかと思われるところがあって、一見効率化努力に見える部分を自社の利益にしてしまうのは、極めて不相当だと私は思います。今回、こういった形で若干ルールを変更して適用していくのは必要なことと今回の分析を通じて思いましたので、私はこれでいいと思っています。

以上です。

○稲垣委員 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。北本委員、お願いします。

○北本委員 私も料金委員会で話を聞いておまして、将来の需要量、今年の新しい需要量を想定するのは、今のコロナ禍の中で難しいとは思いますが、引き続き説明責任を求めていくのが重要だと思います。

以上です。

○稲垣委員 ありがとうございます。それでは、皆さんから御発言いただきましたが、ほかに御意見ございますか。

(質問、意見：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として、経済産業大臣に省令の改正に関する建議をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議ございませんでしたので、事務局の案のとおり経済産業大臣に建議することといたします。

さて、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何か御発言ございますか。

(意見：なし)

それでは、ないようですので、事務局に議事をお返しします。

—了—